

## 第4回木曾川文化圏市町合併協議会 会議録

●日時 平成15年7月9日（水） 午後2時27分～4時13分

●会場 各務原市産業文化センター 3階特別会議室

●日程

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

〈協議事項〉

協議第14号 特別職の身分の取扱いについて

協議第15号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第16号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第17号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第18号 地方税の取扱いについて

4. その他

〈確認事項〉

○協議会事務の進捗状況について

○第5回以降の合併協議会開催日程等について

5. 閉 会

●出席委員

会 長	森 真			
副会長	野田敏雄			
委 員	横山隆一郎	白木 博	川瀬勝秀	野田 功
	松田之利	長谷川匡一	武藤孝子	松原史尚
	小島 武	苅谷彰三	広瀬利和	小森利八郎
	横山勝利	村井宏行		

●欠席委員

委 員	星野鉄夫	田中露美
-----	------	------

●事務局職員

事務局長	五藤 勲		
事務局次長	藤ノ木大祐	松岡秀人	林 昭光
事務局長補佐	村井清孝		
総務係長	稲川和宏		
計画調整係長	前田直宏		
事務局員	江田裕之	前島宏和	尾関 淳

●説明者

総務部会	太田徳生（各務原市総務部職員課長）
産業部会長	岡部秀夫（各務原市産業部長）
税務部会長	紙谷 清（各務原市市民部長）

●会議録

午後 2 時 27 分 開会

【事務局長】

本日は、皆様方お忙しい中、またお足元のお悪い中をお集まりいただきましてありがとうございます。ちょっとお時間が早いですが、皆様おそろいでございますので、ただいまより第 4 回木曾川文化圏市町合併協議会を開会させていただきます。

最初に、協議会長の森各務原市長よりごあいさつをお願いいたします。

【会長：各務原市長】

どうも皆さん、こんにちは。梅雨真っ盛りの昨今でございますが、お元気でお過ごしのこと大慶に存じます。

もう第 4 回目になりましたが、木曾川文化圏の市町合併協議会をただいまから始めさせていただきます。1 市 1 町の理想的な合併を目指したいと思っている次第でございます。先般は、基本項目につきまして合意をいただきまして本当にありがとうございます。今日は、税等細部に至って議論して、できるならば円満に合意を見たらいいなというふうに思う次第でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【事務局長】

ありがとうございました。

続きまして、本日の議事に入らせていただきます。

規約に基づきまして、会長に議長をお願いいたします。

【議長：各務原市長】

それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきます。

議事に入ります前に、会議運営規程第 8 条に基づきまして、本日の会議録署名委員の方を指名させていただきます。

恐縮ですが、川島町の村井宏行さんと各務原市の松原史尚さんのお二方をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。後日、事務局から議事録を持って伺いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元に配付いたしました次第に基づいて進めてまいりたいと存じます。

本日の議題は、協議事項 5 件でございます。それぞれの分科会と専門部会で協議を重ね、幹事会においてまとめられました案が本日提出されております。いずれも重要な協議項目でございますので、ぜひひとつ活発なご協議をお願い申し上げます。

それでは順番に従いまして、協議第 14 号の特別職の身分の取扱いについてを幹事会から説明願います。

【副幹事長：川島町助役】

座ったままでご無礼いたしますが「協議第 14 号 特別職の身分の取扱いについて」の協議案をご説明させていただきます。

協議事項の 1 ページをご覧ください。

「(1) 川島町の常勤の特別職（三役及び教育長）及び執行機関の委員（教育委員会の委員等）については、合併の前日をもって失職する。(2) 付属機関等の委員については、法令等に定めのある場合は、その規定を適用する。なお、該当規定のない場合は、両市町の長が別に協議して定めるものとする」という案を提出させていただきました。

3 ページの資料をご覧ください。

編入合併によって法人格がなくなる川島町におきましては、常勤の特別職であります町長、助役、収入役、教育長は、合併日の前日をもって失職いたします。議員さんのように特例はございません。執行機関の委員につきましても、特例がある農業委員会の委員さん以外は失職いたします。付属機関の委員につきましては、法令等に定めがある場合はその規定を適用し、定めがない場合は両市町の長が協議して定めることといたしました。それぞれ合併後の新市における必要性や地域的な配慮等に基づき、おのおのの担当分科会・専門部会で十分に協議し、その身分の取扱いについて決めていきたいと考えております。

以上、協議第14号の協議案を説明いたしました。よろしくご協議賜りますようお願いをいたします。

【議長：各務原市長】

ただいま協議第14号につきまして説明を受けましたが、ご意見、ご質問等ございましたら承りたいと存じます。

なお、本日の協議会から、協議項目担当の専門部会長も説明者として出席いたしておりますので、お気軽にご質問いただければありがたいと存じます。

【副会長：川島町長】

質問ではありませんが、この前、基本5項目で決まっております。今、説明がありましたのは当たり前のことでございますので、私は異議ありません。

一つだけ申し上げますと、今、川島町は大きく言いまして直接的には二つの広域行政をやっておるわけです。一つは教育委員会ですね。それから、これは今日の議題ではありませんが、羽島郡広域連合、中身は公平委員会と消防です。消防の話は今日はやめまして、教育委員会の関係ですが、地方自治法で言う、いわゆる一部事務組合でもなし、協議会方式でもなし、連合方式でもなし、機関の共同設置方式ということです。わかりやすく言うと、今、川島町の教育長は1人で4町の教育長をやっているという状況です。こういう場合についての、今後の整理といいましょうか、法的にはこれはどうなるのでしょうか。それぞれ4町とも1人の人が教育長をやっているわけです。常識的に考えると、今、羽島郡は4町ともある方向を目指して進んでおるわけですが、合併がどんぴしゃり同じ日になるとは考えられんわけですね。そうしますと問題ないんかなあ。

【事務局】

今、川島町長さんがおっしゃった件につきましては、いずれにしても、教育部会の専門部会の方でしっかり詰めまして整理していかなければならないと考えております。教育部会の方にその処遇はお任せいただきたいと。後日報告いたします。それでよろしいでしょうか。

【副会長：川島町長】

結構です。そういう課題があるということで、結構です。

【議長：各務原市長】

これはいいご発言でして、おのおのまだ時間はございますから専門部会の方で詰めていただいて、一定の時期にご報告を求めるという処理にしたいと思います。

そのほか、ご質問、ご意見等ございましたらご遠慮なくいただきたいと思います。

【副会長：川島町長】

その他の付属機関としての委員さんなんですが、法的には市町も同じかなあ、執行機関と委員会であるのは、地方自治法では、一つ、監査委員やね。それから二つ目、固定資産評価委員さん、それから教育委員会、それから農業委員会、それはそれで今の扱いで私はいいと思うんです。ここの2番目に書いてある付属機関の委員の中で、市と町と大方は同じような委員も半分ぐらい審議会委員をつくっておるんですが、そうではない部分もあるんですが、これは先ほど説明あったんかね。新市において調整するという。はい、それじゃあ結構です。

【議長：各務原市長】

もう一回確認してください、事務局。

【事務局】

先ほど横山助役さんがご説明されたのを伺っておりますと、それぞれ地域の必要性やそういう配慮をしながら、各分科会・専門部会でこれから細かく調整していくというふうにお聞きいたしました。

【副会長：川島町長】

監査委員さんと固定資産と選挙管理委員会、この三つが町長、助役、収入役と一緒に失職で、農業委員さんは別途やね、また。そういうことやね。はい、わかりました。

【横山隆一郎委員】

これは調整の方針ということで、法令に定めのあるのは法令に従うよりしようがないですし、それ以外のものは今後別に協議して決めていくという方針ですので、これはこれで了とすべきだろうと思うんですけど、方針としてこうしましょうということですので。

【議長：各務原市長】

今、横山委員がおっしゃったとおりだと私も思います。

もう一度、協議事項の1ページをお開きいただきたいと思いますが、これは大事なことで、改めてお諮りを申し上げます。

協議第14号は「(1) 川島町の常勤の特別職（三役及び教育長）及び執行機関の委員（教育委員会の委員等）については、合併の前日をもって失職する。(2) 付属機関等の委員については、法令等に定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、両市町の長が別に協議して定めるものとする」ということですが、この(2)につきましても、両首長が相談してぼんと決めるんやなしに、専門部会を経てこの場で報告・協議していただくということで、最後に両首長がそれをまとめていくということですが。

協議第14号につきまして、ご意見も尽きたように思いますので、お諮りを申し上げたいと思いますが、原案のとおりでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、協議第14号につきましては原案どおり満場一致で決定いたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして、協議第15号に入ります。

協議第15号の議会議員の定数及び任期の取扱いについてを幹事会から説明願ひます。

【幹事長：各務原市助役】

「協議第15号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて」の協議案をご説明いたします。

5ページをご覧ください。

合併後、編入された区域の住民の意見を新市の行政に反映させるため、合併特例法の「在任特例」及び「定数特例」を適用するものとするという案を提出させていただきました。

前回の協議会におきまして合併の方式が編入合併と決定されましたので、合併後、法人格のなくなる川島町さんにおきましては、住民代表である議会議員がいなくなってしまうということになります。特例法は、それを避けるために、定数特例と在任特例を規定いたしております。

7ページ及び8ページの資料をご覧ください。

各務原市議会議員の任期は平成17年3月3日までです。合併特例法第7条の規定により、川島町議会議員を新市の市議会議員として、現各務原市議会議員の任期であります17年3月3日まで在任をしていただきます。そして任期終了前、例年でございますと平成17年2月ごろに実施されます合併して初めての市議会議員選挙においては、合併特例法の規定により、現川島町地域に定数2名の選挙区を設けるということでございます。

8ページの図で説明をいたしますと、一番下の図、パターンの⑤ということになります。合併後、川島町区域から住民代表がいなくなってしまうことを防ぐためには、合併後しばらくはこのような特例措置をとることが必要でありますし、先進例を見ましても、編入合併の場合、編入される市町村にこのような特例を設けるものと考えております。

以上、協議第15号の協議案をご説明いたしました。

【議長：各務原市長】

今説明を受けましたが、おわかりになりましたでしょうか。ご意見、ご質問等ございましたらいただきたいと思ひます。

【副会長：川島町長】

これは、住民代表である極めて重要な議員さんということで、身分的なことも含めて大変重要な案件でございますが、基本的には編入合併が基本でございますから、今ご説明があったのは大方その線に沿って当然というようなことは思うんでございますけれども、私のこれは一つの提案でございますので、お諮りしていただいと。

今日の委員さんの中にも、いわゆる当事者といひましようか、市会議員さんも2名お見えになる、それからうちの方でも委員として一緒にここへ来ておられるわけですが、ここらへん

の、当事者もお見えになるようなところで、なかなか一遍にというか、こういう形でやった方がいいのか、あるいは、このような重要な問題につきましては、できれば市民の代表的な委員のお方、あるいは川島町民の代表的なお方、あるいは、そのためにせっかくいつもこの場には第三者的な方を2名お願いをしてあるわけでございますけれども、そういった方々で今のごことを基本ベースにして、できれば規約にもありますように、小委員会制度もあるわけなんで、そんなようなものも活用していったらどうかなあというような気持ちがするんでございますが、これは提案です。

【議長：各務原市長】

今のご提案は、もう一度僕ちょっと消化不足なので伺いますが、今の野田副会長さんのご提案は、小委員会に付議するということですか。その小委員会というのは、当事者である町会議員さん、市会議員さんを除くメンバーで編成するという意味ですか。

【副会長：川島町長】

ではどうかなあと思うんですわ。1項目めはいいです、すかつとしておりますから。

【議長：各務原市長】

1項目って何ですか。

【副会長：川島町長】

先方やったやつは、当事者がおっても。今度の議題はちょっといろんなことがあると思うんですが。

【横山隆一郎委員】

今のご提案はご提案として承りますが、ちょっと事務局に質問ですが、今の示された以外の方式、要するに法に基づく方式というものが、何か別に考えられるのかどうなのかという点では、どうなんですか。

【事務局】

先生のおっしゃっているのは、要するに、ほかに方法が編入合併の場合はあるかということ素朴に聞いていらっしゃると。

【横山隆一郎委員】

法的にね。

【事務局】

それじゃあ、事務局の方から8ページの資料をご説明いたします。

8ページの左上のところですが、①、②、③、④、⑤という方法がございまして、それが下の図と連動しております。①番からご説明申し上げますが、要するに、原則、編入合併の場合は、議員さんは特例を使わなければ全部失職してしまうということです。これがまず1点です。

【議長：各務原市長】

町会議員さんはやろ？

【事務局】

はい、そうです。編入される方の市町村の議員さんは、法人格がなくなってしまうので失職

してしまうということでございます。それから特例が始まるわけなんです、②番目、図でいきますと合併時に②、③は一緒になっておりますので、まとめて説明いたします。まず、各務原市の30人に対して、合併と同時に川島に定数2を置くことができます。これは選挙をやらなければいけません。それが、各務原市の市議会議員さんの任期が17年3月、右の真ん中の囲いのところまでいきますと、これが二つに分かれます。②番目は、いわゆる大選挙区です。合併した地域も含めて一気に選挙をやってしまう方法。③は、川島地区に引き続き定数2の小選挙区を置くというやり方です。今度、④、⑤へまいります。④、⑤は、まず合併時には、各務原市の現在の議員さんに加えて、川島町の13人の議員さんを在任させるという在任特例を使う方法です。これが、17年3月、各務原市の議員さんの任期のところまでまいりますと二つに分かれます。④は大選挙区ですね、いわゆる小選挙区を置かないで一気に選挙してしまう方法。それから⑤番目に、在任特例を使った上で、さらに川島町に定数2を置く、いわゆる定数特例を使うという方法でございます。

先ほど幹事会の方からご説明があったのは、⑤番目の方法、いわゆる在任特例を使って、さらに定数特例を使うという方法です。申し添えますが、要するに、川島地区から市民の代表がいなくなるのを防ぐという目的でございます。以上でございます。

【議長：各務原市長】

今、事務局の説明を聞きますと、この「平成17年3月」のところの向かって右の方に①、②、③、④、⑤とありまして、5案考えられると。その中で、川島町の代表者がなくなつてはいけないのでということも含めて⑤を選択したという意味やね、幹事会では。

【事務局】

そういうことです。

【横山隆一郎委員】

今の説明を聞いていますと、事務局が示しました第⑤案というのは一番常識的な結論なのかというふうに思いますので、私は賛成いたします。

【川瀬勝秀委員】

私どもにとって一番ありがたい方法をとっていただい非常にうれしいんですが、うちの町長が申しましたように、これに関してはやっぱり当事者であるので、小委員会などで決めていただいた方がすっきりいって、何や、おまえら一番いいところをとったやないかと言われてもどうもならんもんで、そういうふうにしていただいた方が私どももすっきりするような気もするんですが、どうでしょうか。

【議長：各務原市長】

要は、くどいようで恐縮でございますが、法に基づけば①、②、③、④、⑤の5つの方法があると。そのうちで、川島町さんの代表はぜひ出ていただかにかいかんということで⑤番を選択したという意味ですわね。それは当然だと思うね、僕は。

そこからが、今、横山委員さんは、これは当然なので⑤で結構じゃないかと。つまり、今決めればいいんじゃないかという意見ですし、川瀬委員さんは、野田副会長がおっしゃったよう



に、議員を除く小委員会をつくって、そこでもんでもらって、その結果でもいいんじゃないかと。こういうように分かれるわけやな。

長谷川さん、武藤さん、松原さん、どうですか。あるいはそちらの小島さん、荻谷さん、村井さん、ご意見ございましたらどうぞ。

【荻谷彰三委員】

今おっしゃいましたように、編入合併における特例定数ですか、5つの方式で、これ以外にはもうないということですか。

【議長：各務原市長】

これ以外の特例はありませんということです。

【小島 武委員】

私も今言われたように、ここでぱっと決めずに、まず小委員会を開いて、それから意見を出し合ってやった方がいいんじゃないかと思うんですけど。まだ合併の在任特例の方もありますから、ちょっと日にちを置いてもらった方がいいんじゃないかと思います。

【長谷川匡一委員】

質問ですけど、「13」から「2」という数字はどうやって割り出したんですか。現13名なのに、2名となった根拠は何ですか。7条と書いてあるけど、どう読んでも「2」という数字は出てこんもんで。

【事務局】

これは合併特例法に規定がございまして、計算式がございまして。それで、計算式は、今現在の各務原市の定数30人に各務原市の人口に対する川島町さんの人口、これを掛けていただくと自動的に2というふうに出てまいりまして、これは法律の規定がございまして、機械的でございます。

【長谷川匡一委員】

はい、わかりました。

【事務局】

7ページ中段に図が載っております。計算式が載っておりますので、ご覧ください。

【議長：各務原市長】

$30人 \times (9,774人 \div 13万 1,991人)$  が2という意味か。これは国調やな。いつの国調ですか、これ。

【事務局】

12年です。

【議長：各務原市長】

こういうやつは全部国調でやることになっておるもんでね。

【白木 博委員】

やっぱり私も、今、川瀬議長がおっしゃったように、当事者であるお2人の先生方がお見えになりますし、この定数についてはかなり議員間でも問題が発生するだろうと。だから野田副

会長がおっしゃったように、今日即決せずに、継続という立場で、継続審議のうちに先ほどから出ておりますように専門部会でもう一遍お話をしていただいた方が、ここで賛成・反対なんという言葉はなかなか出にくいと思うんで、ちょっと時間を置いたらどうかなと思うんですが。

【議長：各務原市長】

さて、専門部会といっても、やったんでしょう、専門部会は。

【幹事長：各務原市助役】

先ほど野田副会長の提案では、小委員会をしてということだったと思いますが。

【議長：各務原市長】

それではちょっとまとめさせていただきますが、今、方式が①、②、③、④、⑤と、5つの方式しかない。その中で、専門部会でいろいろ議論の上、編入される側の川島町さんから、ぜひその声を編入後の新市に反映させる必要があるということで、特例法に基づいて⑤の方式を選択したと。こういうことですが、今日の今日でございますので、今日は説明を聞いて質疑・応答があったということで、野田敏雄委員、あるいは川瀬委員、今の白木委員のご意見をいただきましたので、改めて小委員会を設けてそこで議論をしていただくと。小委員会のメンバーにつきましては、野田副会長さん等から当事者である議員さんを除いてという発言もございましたので、小委員会のメンバーにつきましては次回までに私の方から決めてご通知申し上げるといっていいですか。

〔「はい」の声あり〕

そこでもんでいただいて、またこの法定協議会で報告していただくということでもいいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

じゃあ、さよう取扱いをさせていただきます。

続きまして、協議第16号に入ります。

協議第16号の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてを幹事会から説明願います。

【幹事長：各務原市助役】

「協議第16号 農業委員の定数及び任期の取扱いについて」の協議案をご説明いたします。

11ページをご覧ください。

「川島町農業委員会は各務原市農業委員会に統合する。合併特例法の規定を適用し、川島町の農業委員のうち、選挙で選出された12人は、各務原市の農業委員の在任期間だけ在任する」という案を提出させていただきました。

合併特例法は、農業委員会の委員さんにも在任特例を規定しております。

13ページの資料をご覧ください。

現在の各務原市の農業委員さんの任期は平成16年4月26日まででありますから、来年4月には改選されるということがございます。合併予定期日の17年1月時点での各務原市農業委員の任期は19年4月26日までということになりますから、19年4月26日まで、現在の各務原市の農業委員26人に加えて、川島町の農業委員12人の方にも新市の農業委員を務めていただくという案でございます。そして、19年4月に実施される合併して初めての改選において、新市の定数

で選挙を行うということになります。当然その選挙では川島地域からの代表が選出されるように、分科会・専門部会において選挙区等について配慮していきたいと考えております。

以上、協議第16号の協議案を説明いたしました。

【議長：各務原市長】

ということでございます。ご意見、ご質問ありましたらいただきたいと思っております。

【副会長：川島町長】

たしか各務原市さんと川島町では、農業委員の被選挙権、それから選挙権、これが条件が一緒ではないと思うんですが、その辺は農業関係部会で詰めていただくのか。例えばうちの方ですと、農地が取得できるのはどんだけやった。

【副幹事長：川島町助役】

各務原市さんが3反です。

【副会長：川島町長】

そういうふうで、選挙権も被選挙権もそういう要件やろう。違うんかなあ。

【産業部会】

被選挙権、選挙権については、同じです。10アール以上で60日以上農地であると。ただ、今の農地を取得できる権利の方ですね、それが各務原市は3反（30アール）以上、川島町さんは1反（10アール）以上ということで、選挙権は一緒です。

【議長：各務原市長】

選挙権、被選挙権は同じと。

【産業部会】

同じです。

【横山隆一郎委員】

今は任期のことなんですが、費用弁償ですね。農業委員に対する費用弁償が多分違うんだろうと思いますね、今の各務原と川島町では。だから、在任されるのは結構なんですけれども、その間の費用弁償をどうするかということは、これはまた別途の話ということになるわけですか。

【産業部会】

これにつきましては、また専門部会の方でいろいろ検討させていただくということで、現在、報酬につきましては、各務原市の場合は会長が1万8,000円、一般の委員の方が1万5,000円、そして川島町さんの方は会長さんが7,000円の一般が6,000円ということで、倍以上ちょっと違っておりますので、それも含めてよく検討させていただくということになります。

【議長：各務原市長】

今説明を聞きますと、今日は定数及び任期の取扱いについてだけ決めると。委細の細部については、専門部会で改めて議論の上、案をつくるということやね。

それでは、ご意見も尽きたようでございますので、お諮りいたします。

協議第16号について、原案どおり決定いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。それでは、協議第16号につきましては原案どおり決定いたします。続きまして、協議第17号に入ります。

協議第17号の一般職の職員の身分の取扱いを幹事会から説明願います。

【幹事長：各務原市助役】

「協議第17号 一般職の職員の身分の取扱いについて」の協議案をご説明いたします。

15ページをご覧ください。

「川島町の定数内の職員は、すべて各務原市の職員として引き継ぐものとする」という案を提出させていただきました。

17ページの資料の右側の備考欄をご覧ください。

合併特例法第9条には、「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際、現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない」と規定してあります。本協議案は、この規定に基づきまして協議・調整したものでございます。

なお、第9条の2項には、「合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない」と規定されております。この規定を受けて、上段の調整方針の後段には、「職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては各務原市の職員と不均衡が生じないように公正に取扱うものとし、その細目については両市町の長が別に協議して定める」という調整案にいたしております。

以上、協議第17号の協議案をご説明いたしました。

【議長：各務原市長】

ということでございますが、ご意見、ご質問ございましたら承りたいと存じます。

【副会長：川島町長】

これも意見でも何でもありませんが、この17ページを見てもらうと、先ほど私が言いました教育委員会の機関の共同設置ですね。だから、うちの方も教育委員会はちゃんとありますが、これを見ると、みんな町長部局のところへ入れて処理しておるんだわね、人数が。実際的には、町長部局から教育委員会の派遣辞令を出しまして、教育委員会から給与を支給せずに、何々公民館勤務、学校勤務の辞令を出しておるといって、まさに機関の共同設置というのは、中途半端と言っはいいませんが、そういう組織なんですね。ですから、ここで言うと、教育委員会に属する学校その他の教育機関の職員というのは結構おるわけですが、「0」になっていますけど。それは一番上の町長の事務部局の中へ、こうなっちゃうわけだわね。実態は違います。

【白木 博委員】

助役、各務原の条例定数はここに今書いてあるとおりですが、人口が増えた場合、川島町さんと合併した場合の定数はちなみにどのぐらいになるんですか。

【総務部会】

定数につきましては、合併時の前に新しく定数条例を上程させていただくということになり

ます。

【白木 博委員】

条例を制定するということ。

【総務部会】

そういうことですね。

【副会長：川島町長】

だから、今のをすべて引き継いでいただくと 1,088プラス76は最低制限であって、それ以上になるということだわね。

【幹事長：各務原市助役】

それにプラスアルファですね。

【白木 博委員】

プラスアルファが出てくる可能性があるわけやね。

【議長：各務原市長】

僕から発言してはいけませんが、頭の整理を僕自身しようと思って今言うんですが、条例定数と実数とは違うわね。今助役が言ったのは条例定数の話やな。だから、部会の職員が言ったのは、合併時には新しい定数を決めて条例を変更しなきゃいかんということやな。

【総務部会】

そういうことです。

【白木 博委員】

ちなみに、今、野田副会長がおっしゃった 1,088足す76で今の段階で計算してみると、それはどうなるわけ。

【副会長：川島町長】

ちょっとすみません。実はこの中で消防機関の職員、これも私の方の場合には4町で連合をつくってやっておりますので、別の地方自治体になっていきますけれども、実際には川島には、今、10名でスクランブルを組んでます。だから実際にはここには本当は「10」という数字はあるはずなんだわね。これは教育委員会でも同じ話ですね。教育委員会が先ほど言いましたような機関の共同設置ですので、現在あそこは教育委員会の主としてシンクタンク的な業務をやっておるわけやね。実際的には施設へ配置した者でやっていくということなんですけど、これも15人ですので、2人や3人は川島に本当はカウントされるわな。それが、これは幹事町でカウントすることになっていまして、現在は岐南町ですので、すべて岐南町の方でカウントされているということですね。

【議長：各務原市長】

細部につきましては、専門部会でよく協議して詰めていただくと。特に川島町さんの場合は消防職員などをつくってやってみえるので、そういうものを整理せないかんわな。

今日は、川島町の定数内の職員はすべて各務原市の職員として引き継ぐものとするという、当たり前なことやわな、これ。当たり前のことですが、きちんとやっていかないので、協

議第17号として上程したということでございます。

【副会長：川島町長】

今、本来はうちの職員だけれども、教育委員会へ派遣して岐南町の職員となっている者が、今はないか。

【副幹事長：川島町助役】

今はありません。

【副会長：川島町長】

今はないね。ややこしいんだわ、その辺。僕も職員時代に、途中で、同じ席に座っておっても、川島の保険証は返して笠松町から保険証を、要するに笠松町の職員になってしまうんやね、教育委員会は。一部事務組合やないもんで、本当にその辺がね。

【議長：各務原市長】

それでは意見も尽きたようでございますので、改めてお諮りいたします。

協議第17号につきましては、原案どおり決定いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。それでは、協議第17号につきましては原案どおり決定いたしました。

続きまして、協議第18号に入ります。

協議第18号の地方税の取扱いについてを幹事会から説明願います。

【副幹事長：川島町助役】

それでは、「協議第18号 地方税の取扱いについて」の協議案をご説明させていただきます。19ページをご覧ください。

「地方税については、原則として各務原市の制度に統一するものとする」という案を提出させていただきました。

税目ごとの取扱いについては、21ページ以下の資料でご説明させていただきます。

個人市町民税でございますが、現在、川島町におきましては均等割 2,000円となっておりますが、地方税法第 310条には人口 5 万人以上 50 万人以下の都市は 2,500円という規定がございますので、合併すると現在の各務原市の金額 2,500円となります。なお、所得割は両市町とも同じ標準税率でございます。

続きまして法人市町民税でございますが、均等割については両市町とも同じ標準税率を適用いたしております。問題は法人税割でございますが、分科会、専門部会、幹事会におきまして協議し、検討を重ねましたが、案を一本に絞ることができませんでした。したがって、網かけ部分にお示しいたしましたように、2案をこの協議会に提案し、ご協議いただくことにいたしました。①案は、合併特例法の規定により、不均一課税を行うという案。もう一つの②案は、合併時に、各務原市の税率に引き上げるという案でございます。

3の固定資産税は、両市町とも標準税率を用いておりますので、納期以外は同じでございます。

す。したがって、合併時に、納期については各務原市の例に合わせるという案にいたしました。

4の軽自動車税と5の市町たばこ税は、同じ税率・制度でございますので、すり合わせの必要はありませんでした。

6の入湯税は、川島町には条例制度がありませんし、賦課する施設もありませんので、各務原市の例によるということにいたしました。

7の都市計画税につきましては、現在、川島町には制度がありません。したがって、合併特例法の第10条の規定を適用いたしまして、5カ年を限度に、不均一課税を実施いたしたいと考えております。なお、不均一課税の具体的な方法については、分科会、専門部会におきましてさらに協議・検討を重ね、決めてまいりたいと考えております。

以上、協議第18号の協議案をご説明申し上げましたが、特にこの議案は川島町の住民負担増に直接かかわる議題でもございますので、幹事会においても検討に検討を重ねてまいりましたが、結論のさせない部分もありましたので、本協議会でよろしくご協議賜りますようお願いを申し上げます。

【議長：各務原市長】

ただいま幹事会からご報告、ご説明をいただきましたが、要は、個人市町民税が各務原市と川島町とは均等割部分が500円違うと。これにつきましては、調整方針として、法に基づいて各務原市の例にすると。つまり、川島町さんにとっては2,000円が2,500円になるということでございます。それから法人市町民税については、幹事会では二つの意見で詰まらず、一つは、1都市2制度といいますか、一定年月間、不均一課税を実施すると。もう一つの意見は、不均一課税は実施しないという意見。それから固定資産税については両方とも同じだから問題ないと。軽自動車税についても問題ないと。市町たばこ税についても問題ないと。入湯税については問題ないと。都市計画税については、川島町さんは現在取っていない、各務原市は取っているということございまして、都市計画税は各務原市の例によると。ただし、特例法第10条の規定により、合併する日が属する年度及びこれに続く5カ年度は不均一課税を実施するということですが、ご意見、ご質問等ございましたらご遠慮なくいただきたいと思っております。

あちこち行きますから、一つずつやっていきますか。

じゃあ1番目の個人市町民税につきまして、まずご質問、ご意見いただきます。

【武藤孝子委員】

少し的外れた質問であつたらお許してください。今これを見まして、家計を預かる主婦として、生活者として、消費生活を考えております主婦としまして見ますと、個人市民税が一番私たちには関係が深いと思うんですが、各務原市と川島町さんでは500円の差がございます。たかが500円かもしれませんが、心理の面から、せつかく市になったのに税金が上がったという考えが多分あると思います。500円上がったために受けるサービスというものはやっぱり多くなっていることはわかりますけれど、心理上から、せつかくなつたのに高くなってしまったという考えが多分、男性と女性とちょっと感覚は違うかもしれませんが、受けるんではないかなという点。それから法人税には不均一課税の実施というものが①と②と選択できるようにな

っておりますが、ここにはもう規定されておりますので、このあたりのところをもう少し考えることができないでしょうか。たかが 500円と言われるかもしれませんが、そのあたりのところをふと考えましたときに、生活に一番密着している税金ですので、考えていただけないでしょうかと思ってご質問してみました。

【議長：各務原市長】

はい、ご意見はわかりました。

そのほか、ご意見、ご質問ございましたら承りたいと思います。

【副会長：川島町長】

今、1番目の個人市町民税ですけれども、武藤委員さん、川島町の応援団みたいなことを言っていて本当に感謝しておりますが、そのとおりなんです。たかが 500円、されど 500円と。大衆課税、しかし、これは市町の基幹税には違いないと思うんですわ。大事な税でいつまでも放置するわけにはいきませんが、私は市民権、市民的感觉を町民が一人ずつ持つには一定の年数もかかるだろうということも思います。したがって、何とか1国2制度、均一課税、きのうの新聞にも岐阜県の東の方でどこか出ておったようでございまして、ぜひともその辺のことにつきましていろいろご理解その他をいただけるならばというふうに思っております。以上です。

【松原史尚委員】

この下のところに書いてある地方自治法の第310条第1項第2号と第3号が違いますね。恐らくこれは人口ベースによると思うんですが、この部分、これが法律であるとするならば有無を言わずこちらに入れなきゃいけない部分があると思います。それとも特例法が使える部分なのか、このあたりはどうですか。

【事務局】

法令で決まっているんですけれども、特例法が使える部分でございまして。合併年度とそれに続く5年度間を限度といたしまして。

【議長：各務原市長】

今の事務局の説明を聞きますと、法は人口5万以上50万未満は均等割の部分は2,500円と決まっておりますが、合併特例法でもって不均一課税が一定期間内認められているという説明でございまして。

【横山隆一郎委員】

川島町さんの応援をするわけじゃないんですが、実際問題として、ある日突然合併したと。そうすると、実際その合併の効果を体感できるには、やっぱりある年数が必要です。お互いの住民が合併してよかったねというような意識を持つには、やっぱりある年数をかけて緩やかにということが必要なんじゃないのかなということで、課税については5年間の特例をすべて適用して、5年間の間に全部だっとすり合わせるということが必要なんじゃないのかなというふうに私は思っております。

【副会長：川島町長】



今おっしゃったように、これからずっと、各務原市と川島の部分も入れた新しい新市計画とか、そういうものがこれからできていく、それが現場において具現化していくと。こういうものには、最短で走っても、どんなことをやろうと思っても、2年、3年、4年と私はかかると思うんですね。そうすると、町民にしてみれば、それは法は法としてあるんですけども、そういうものだけ先行しておるような、そういうことも中には、よくわかっている人はいいんですけども、やっぱり世の中そういうわけにいきませんので、今おっしゃっていただいたような線を取り扱っていただけると私はありがたいと思います。以上です。

【議長：各務原市長】

そのほか、ご意見ございますか。

【村井宏行委員】

皆さんの温かいご意見をいただいて私も思っておるんですが、この合併の話が持ち上がったときに、いい点、悪い点、いろんなところで話を聞いているんです。今、私たちの町で話しているのは、基本的には何も変わらないんだよと。それがどういうふうに何も変わらないかというのが、どういうレベルで思っているかわからないんですが、ただ税金面とかいろんな面でも、最終的に500円上がるというのは多分わかっていることとは思うんですよ。わかっているんだけど、実際、いきなり500円って、うちの町長が言いましたように、たかが500円なんですけれども、メンタルな部分ですごいショックがあると思うんですね。いきなり熱いお湯へ入ってもいけませんので、徐々にぬるま湯から入って行って熱いお湯につからせていただくということで、そういう特例を使わせていただければ、川島町としては目いっぱい使わせていただきたいなというふうに思っております。

【副会長：川島町長】

その間にバスが走り出すとかね。やっぱり少しずつ見えてくれば、ああそうだ、市民だということですけども、そんなふうにかんと思うんですわ、新市計画の中でも。

【議長：各務原市長】

僕の意見をちょっと聞いてくださいね。これは各務原市と川島町さん1市1町の合併ですので、できるだけ感情的なものを残さずに、理想的な合併をしていきたいと思っています。もう一度、合併の目的をあれしますと、本当は合併せずにこのままやっていった方がいいと思うんです、川島町さんでもどこでもね。ところが、諸般の意味で今後の時代を見るとやっていけないということで合併するということですね。私としてはそれをお受けいたす立場にございますので、私は、新市の建設計画の中で川島町が目に見えてどんどんよくなっていくというようなプランをつくりたい、同時に財政計画もつくれということを既に指示してあるわけでございます。したがって、そういうことは私はきちんとやっていきたいと思っておりますし、各務原市の議会も含めて職員の大半もそういう気持ちに今なっているわけですね。こういうことで、ひとつその点はお互いの信頼関係でお任せいただきたいというふうに思います。

さて、そのほかご意見はようございますか。

【松原史尚委員】

「たかが 500円、されど 500円」は、今度は逆の立場もあると思うんですよね。新しい住民サービスが始まってという部分で、わずかという言い方では恐縮ですけども、その言われるところで 200万、300万、それが5年続けば1,000万という話になってきた場合、例えばその費用対効果という部分でそれはどうかということについては、やっぱり一考するべきじゃないかなという気がします。お金が輪転機ですとぽんぽん出てくればいいんですけども、そういう問題ではございません。事務局サイドとして、この2,500円に持ってきたいきさつを聞かせていただければなと思うんですが。

【議長：各務原市長】

500円の部分。

【松原史尚委員】

2,500円から、2,000円になっている部分を次回については均等割額で2,500円にしていくということでどうかと書いてありますよね、原案の部分は。そこに来た部分が「たかが500円、されど500円」でございまして、それに対する思いがあったのかないのかということ聞かせていただきたいなと思います。

【税務部会】

税務部会の方で協議をいろいろさせていただきました中で、税金には個人市民税、あるいは固定資産税、都市計画税、いろいろな税がございます。その中で私どもがめり張りをつけて、例えば最後の結論は、都市計画税につきましては不均一課税を実施するというふうな書き方をしております。それと、法人市民税については両論併記にさせていただきました。それで、個人市民税の均等割については私どもの制度に倣ってほしいと書かせていただきました。全体のバランスの中で、現在の14年度の数字でございますけれども、1年間で川島町さんが受ける軽減額と申しますか、500円をもし払わないとしました場合に約180万円ほどが市としては減収となります。それを特例で例えば3年間とか5年間とかしますと、それが300万、500万という収入減につながってきます。そういうめり張りから考えまして、個人市民税の均等割については各務原市の例に従ってもらえたらなという思いと、都市計画税についてはかなり理解に期間が必要であろうと、そういう全体のバランスの中で考えてきたものでございます。以上です。

【議長：各務原市長】

それではご意見も尽きたようでございますので、まとめさせていただきます。

1番目の個人市町民税につきましては、専門部会、幹事会のご提案は、これはひとつ各務原市の制度、つまり均等割額2,500円でやっていただきたいということで上がっておりますが、皆さんからの、特に生活者の立場の方からのご意見がございますので、3年間は1都市2制度、不均等課税にするということでいかがでしょうか。

3年間は激変緩和措置で川島町さんの町民税均等割分は2,000円、4年目からは2,500円にするというのが私の今ご提案でございます。どうですか。

【副会長：川島町長】

3年間で身も心も市民になると。その間は中途半端、身分的には中途半端じゃないけれども、やっぱりそれを体へたとき込まないかんわけですから。

【議長：各務原市長】

それじゃあ、改めてお諮りいたします。

1番の個人市町民税につきましては、3年間は不均一課税にする。4年目から2,500円に上げさせていただくということで処理させていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。

次に法人市町民税について、21ページに記載してあるとおり、法人税割の部分が各務原市の場合は法に基づいて100分の14.7という制限税率を使用していますし、川島町さんは100分の12.3という標準税率を使用されていると、ここに違いがあるということでございます。これについて、ご意見、ご質問等ございましたらいただきたいと思います。

【松原史尚委員】

これも3カ年という部分はオーケーなんでしょうか。

【議長：各務原市長】

事務局の提案は、この網掛けに書いてあるとおり、分かれたわけや、多分僕の想定では。①は不均一課税を実施する、②は不均一課税を実施しないということは、合併時には各務原という意味やろう、これ。

【幹事長：各務原市助役】

そうです。

【議長：各務原市長】

分かれたわけや。そんで、そのまま上げたんじゃないかな、ここに。

【松原史尚委員】

その1番の中の部分で出ました、特例法による5カ年間を、同じように3カ年間という部分が可能かというご質問をさせていただいた……。

【議長：各務原市長】

可能です。網掛けの部分は、幹事会としては2案が、対立と言ったらおかしいけど、意見が分かれたわけですわ。①案は、5カ年間は不均一課税を実施すると。その100分の12.3と14.7を5年間やって6年目から上げるという意見ですし、もう一つの意見は、そういうことはいかんと。不均一課税を実施しないと。こういふうに分かれたわけやね。そのまま調整がつかんのでここに上がったということですか。そういうことやろう、小森さん。

【幹事長：各務原市助役】

そうです。

【白木 博委員】

②番を適用した場合、要するに、適用するんじゃないしに、そのほかに、5年間の間に税率を上げていくことを何て言うの。

【幹事長：各務原市助役】

不均一課税やね。

【白木 博委員】

それの方ではまとまらなんだわけか。

【幹事長：各務原市助役】

意見が二つございましたので、どうしてもそこで調整がつかなかったもので、こういうふう  
に両論併記みたいな……。

【白木 博委員】

なってしまったんやけど、そういう意見は出たかね。

【幹事長：各務原市助役】

出ました。

【議長：各務原市長】

あらゆる角度からやったらしいですわ。

【副会長：川島町長】

川島の法人は、あんまりちょっと今日調べてこなくて申しわけありません。会社数はどのく  
らいあるの。

【副幹事長：川島町助役】

220ぐらいです。

【副会長：川島町長】

法人が 220あって、ほとんどの業種は、数でいきますと、今のお隣の国に譲ったというか、  
完敗に帰したというか、そういう「いとへん」の関係です。それは圧倒的多数がどうかは知り  
ませんが、ありませんが、大手製薬 1 社で全法人税のどのぐらい。

【副幹事長：川島町助役】

9割以上です。

【副会長：川島町長】

1社で9割以上ということなんで、積算をすると一気に5、6千万か。

【副幹事長：川島町助役】

この税率ですと、今3億ですから6,000万ぐらい上がりますね。

【副会長：川島町長】

そういうことやね。それで、急激を變化に耐え得るかどうかということもあって、ちょっと  
私は、今、川島の中の全税収の固定資産は法人税を入れると4割なんですよね、その1社が。  
それで、これは大事な問題ですので、公式ではないんですが、いろいろ当たってみました。法  
人でも、やっぱり一定の利益、法人税というのは社長さんの給料以下減価償却まで経費も引い  
てすべて残ったものに課税するということやで、基本的にはやむを得ないということなんで  
すが、だからその辺で両論併記で上がってきたと思うんですよね。

私は、できればこれまた、いちいちこだわるのと言われるとつらいんですが、段階的なこと

でやっていただくのが、その会社として、あとそこばかりじゃありませんがいいのではと。大体、今年度で言うと、所得割、法人税を納めていただくのはどのくらいになるのかな。

【副幹事長：川島町助役】

70社です。

【副会長：川島町長】

70社がもうかった会社やね。

【副幹事長：川島町助役】

220社のうち70社が課税。

【副会長：川島町長】

そういうことやね。だから、大手製薬及びその関連をのけると、まさに会社の名前を言ってもわからんような会社が幾らでもあるやろう、個人の名前を言った方がよくわかるというような。そういうことなんで、本当に悩むところですけども、私は一気にということではなくて、何か一定の段階策をとってもらいたいというのが、私の勝手な個人的な意見ですので。皆さんのご意見はご意見として言っていただければいいんですが。

【議長：各務原市長】

そのほか、ご意見、ご質問ございましたらいただきたいと思います。

今の補足ですが、聞いていますと、川島町さんの場合で平成15年度の課税対象の法人が約70社ということですね。

【副幹事長：川島町助役】

課税対象ではなくて、納めておる会社。

【副会長：川島町長】

200幾つ会社はあるけれども、その中で、もうかっておる会社やね、少なくとも。それが70と。

【議長：各務原市長】

もとい、課税対象やなしに、法人税割が課税される法人が約70社ということですね。

【松原史尚委員】

上の1案で3年と決めましたよね、住民の方がですね。住民が3年で企業が5年というのと、やっぱり非常に住民サイドからするとおもしろくないだろうという意見が出てくると思うんです。かといって一気にというと先ほど言われたような問題があるんで、やっぱり先ほど市長さんが言われたこの3年というのは非常にぴんとくる部分がありますので、同じような形で決めたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

【議長：各務原市長】

はい、ご意見承りました。

そのほか。これは相手の法人に聞いてはいかんよ、こういうやつは。長い方がいいに決まっておる。客観的な判断をせんとね。

【副会長：川島町長】

ですから、大きい東証一部上場企業とか、その辺のところはよく知ってみえるもので、それは一発で6,000万どんとふえてくるわけですけど、それはいたし方ないということは覚悟していらっしゃるけれども、残りの69社だわ。これは本当に会社名を言ったってわからん、どこのうちやったというような、そういう法人が多いんですよ、「いとへん」のあれですから。

【議長：各務原市長】

どうぞ、ご意見、ご質問ございましたらご遠慮なく。

【横山隆一郎委員】

私、冒頭に申しましたように、不均一課税というものはしょうがないのかなと。じゃあ3年か5年かということになれば、個人市民税は3年ということですので、それに合わせて3年にしたということでご理解いただければ、うまくいくかなと思うんですけどね。

【苅谷彰三委員】

私も、特例を使っていただきましてご留意いただければ大変ありがたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いします。

【議長：各務原市長】

今、皆様のご意見をいただきましたし、特に商工会長さんである苅谷委員からもありがたいことだというお話がございました。

それじゃあ、まとめさせていただきます。

2の法人市町民税につきましては、3年間は激変緩和措置で不均一課税とする、4年目に各務原市の100分の14.7と合わせていただくと。これはお間違えのないように、それまでは100分の12.3で一気に4年目に100分の14.7に上げるんじゃないに、緩やかに100分の14.7に上げていくという4年目にそうなるという意味ですよ。そういう理解でよろしゅうございますね。

〔発言する者なし〕

それじゃあ、さようさせていただきます。

よろしゅうございますか、お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

そゃじゃあ、そういうふうになりました。

次に固定資産税につきまして、これは問題ないわけですね。

4の軽自動車税につきましても問題ありません。

5の市町たばこ税についても問題ありません。

入湯税についても問題ありません。

最後の都市計画税につきまして、22ページに記載のとおり、川島町さんは今この税本来のものがないということでございます。そこで、幹事会の調整方針を見ますと、都市計画税は各務原市の例によると。ただし、特例法第10条の規定により、合併する日が属する年度及びこれに続く5ヵ年度は不均一課税を実施するというところでございますから、要するにあれか……。

【幹事長：各務原市助役】

目いっぱい使うということです。

【議長：各務原市長】

それで具体的に言いますと、これも激変緩和措置で緩やかにずうっとって最後の5年目に100分の0.3になるという理解ですね。

【幹事長：各務原市助役】

これは5年間不均一課税ですので、この書き方は、6年目に正規になりまして、5年間が不均一課税になります。

【議長：各務原市長】

だからそれが、5年間全然取らずにぼんと上がるケースと、緩やかに上げていくというケースと二つあるが、緩やかに上げていくということでしょう。

【幹事長：各務原市助役】

そうです。緩やかに上げて6年目に100分の0.3になるということです。

【議長：各務原市長】

そういうことですか。それでいいの。

【幹事長：各務原市助役】

ここに提案してあるのはそういうことです。

【議長：各務原市長】

ここで提案してあるのはそういうことです。それに基づいて、ご意見、ご質問等いただきたいと思います。

【幹事長：各務原市助役】

それを前倒しするなら前倒しでもいいですし、あれでもいいです。

【議長：各務原市長】

調整案はそういうことだと。

【副会長：川島町長】

目的税の一つでございまして、市になれば当然といいましょうか、それなりのいろんな都市づくり、まちづくりの費用というのはかかるんで、これは当然でございまして。川島の実態でいきますと、今、都市計画事業は川島で何をやっているのというふうに聞かれると、公共下水道だけでございまして、実は今も過去も現在も都市計画道路は1本もございませぬ。1本もないというような状況の中でございまして、これも新しい新市計画の中で、何かあの地域にとって必要なもの、幾つかあると思うんでございまして。それが計画決定されるなり見えてくるといことが、やっぱり町民にとってはいいのかなということを思います。

こんなまちは岐阜県じゅうでもあんまりない、それは都市計画法の適用を受けてない山の方は別として、この岐阜地域の中で都市計画道路ゼロというのは多分川島だけです。だから、川島の道というのは2車線の道路なんてほとんどございませぬ。1.5車線と。それでも別に支障はないんでそれはそれとしていいんですけども。そんなことで、私はこの項目につきましても、できる限りそのものが、何らかの形で見えてくると。やっぱりこうなるんだと、じゃあ出そうというようなことが一番いいような気がしますので、できるだけ不均一課税の期間という

ものを法の許す限りやっただけだとありがたいなという感じはいたします。これはまた市民の方は別の感覚ももちろんおありだと思いますが、実態としてはそういうことです。

【白木 博委員】

川島町さんの場合は、都市計画地域というのは全町。

【副会長：川島町長】

いえ、一部だけ。

【白木 博委員】

面積的にどのくらいですか。

【副会長：川島町長】

市街化区域のことかね。都市計画は全町やっていますが、全町、都市計画区域ですが、その中で調整区域が一部分残っているということです、線引きでいきますと。

【副幹事長：川島町助役】

ところが、この道路が、要するに道路に面していない土地ですね、これが随分あるんですよ。だから、この辺がどう影響が出てくるのかという問題はあるかもね。

【横山隆一郎委員】

例えば合併を機に用途の見直しとか、そういうことはどうされるつもりなんですか。そういうことは議論にならなかったですか、専門部会で。

【副会長：川島町長】

これは川島町にとって悲願中の悲願でございまして、昭和46年に都市計画法ができました。川島町は、県で都市計画区域は広域的でやるものですから、私の方は現在も、昭和46年からそうでございますが、岐阜都市計画区域なんですね。これは現在の行政区域でいきますと、山県郡の一部、本巣、それから岐阜市全域、そして羽島郡4町、それだけで線引きから用途からいろいろあったものですから、うちの方が本当に、私になってからでもそうですが、議会のたびに、そのときの用途があって、それから一部準工地域も欲しいというような、そういうことでいろいろ議会で質問があった。それを岐阜の都市計画審議会へ提案する。そうすると、例えば大きい市は、ああそうか、工場をやりたいか、岐阜市の何々に団地をつくってあるよと。そこへ行ってやれと。こういう全体の中でのことですから、それが46年以来30年間、結局、案として出していっても、各町の協議によって……。

ここの魅力の一つは、実はその都市計画の区域が、例えば各務原市さんの場合は1市での区域じゃないですか。こんなところは、この区域の中では、ここと、羽島はどうかなあ、とにかく岐阜市周辺、本巣も入れた一帯でなければ線引きさえできないということで、その辺で30年間ずうっと苦勞のし続けですわ。結局は、法は法で守っていくんですが、時として現場でいろいろ起きることもあり得るということやね。

【議長：各務原市長】

そのほか、ご意見、ご質問ございましたらいただきたいと思います。

【幹事長：各務原市助役】



先ほど5カ年間は不均一課税を実施するという事までは提案いたしました、なだらかに取るのか、一遍に取るのかという、そこまではまだ今提案しておりませんので、そこはまたご協議の上、決めていただければいいと思います。

【松原史尚委員】

協議をしてから審議に入ったこの2件につきましては、曲がりなりにも制度が今まであったんですね、ちょっと低いというだけで。ただ、今回については全く制度がなくて一気に始めるということですので、皆さんに少しずつ理解いただくことも含めて、原案どおりでいいんじゃないかなという気がいたします。

【副会長：川島町長】

ちなみに、同じ適用をしたらどれぐらいになるかということは試算されたんですか。

【税務部会】

川島町の都市計画税の試算につきましては、14年度の固定資産評価額を利用いたしまして情報センターで試算をしていただきました額が、14年度賦課推計額として1億2,000万です。ですから、ここに書いてございますように、5カ年間もし課税しないとしましたら6億円は減収になるということになります。先ほど助役が言われました、なだらかにということにつきましては、これは今回は、先ほど申し上げましたように、個人市民税の問題とかのバランスの中で大枠だけ決めていただきたいということで、書きませんでした、調整方針には。それで、6億をなだらかに5年間でお互いが持ち合うとした場合には、軽減額が3億、いただくのが3億ぐらいの感じのなだらかな取り方でどうかなという考え方は出ました。以上です。

【副会長：川島町長】

願いとしては、初年度と2年度ぐらいはゼロと。ということは、今言ったように都市計画事業ですね、それは均等にはやれんわけですが、何かその辺のものが、これも、ああこれは都市計画の事業が要望の中でできるぞというようなことになると、やっぱり現場の感覚としては、私は急いでも2年や3年かかっちゃうと思うんですね、いろんなことで。そうすると、その辺がひとつの追いやっていける、ですから例えば3、4、5で一番おしりからぼって行って0.1、0.2、0.3とか、そういう手法もあるし、いろいろあると思うんですが。

【議長：各務原市長】

これは難しい問題で、例えばうちの市議会によく出る質問に、都市計画税を取っている区域と、調整区域とかは取れんわけやね。都市計画区域の人らに言わせれば、都市計画税を払っているその区域の人はそこだけに使えという意見が出るんですよ。行政はそうはいかん。例えば同じことが川島町に言えるわけやね。これはよく考えてもらおうと、例えば火葬場、川島町にできますか、火葬場が。僕は、つくっていけないと、ああいう川中島に。それから、うちの火葬場も古いんですわ。こいつだけは早急に、やると言うとなんかやらんならんでそこまでは言えませんが、検討せないかんわね。それは川島町の中でつくってはいかんのですよ、ああいう川中州の島ですからね。そうすると、それ以外のところ、つまり各務原市の中につくらざるを得んと。それは果たして各務原市の中の都市計画区域内なのかそうでないのかという問題がござ

いまして、これが一つ。

それから、都市計画事業というのは道路だけじゃないんです。今この法律を見ますと、例えば公園なんかも都市計画事業なんやね。河川もそうでしょう。学校など教育文化施設もそうでしょう。社会福祉施設もそうでしょう。随分幅広いんですね。

つまり私の申し上げたいことは、その都市計画区域、火葬場の例によって、事実上は都市施設だけれども、そこ以外につくる場合もあるということやわ。その税は都市計画区域の方が負担しなきゃいかんということもあるわけやね。それから、例えば建設事業を都市計画、僕はうっと川島町を何回も視察させていただきましたが、仕事をやっていかんなんと思うのね。そういう場合に、当然その負担も大事ですからということになってくるわけや。ただ、これも今までにない、さっきの法人税なんかは税率の違いだけですからね。今までないやつにぽんとかけるとするのは一遍にはいかんので、やっぱり激変緩和措置が必要だと思いますね。

どうですか、そのほかいいですか。まとめていいですか。あるいは、ご意見、ご質問ございましたらご遠慮なく。

【村井宏行委員】

今出ている、5年間の中でどういう方式かというのが、2年据え置きの3年目からとか…。

【議長：各務原市長】

二つのやり方があるんです。5年間ということについては、この調整方針の中で、22ページに、都市計画税は各務原市の例によると。ただし、特例法第10条の規定により、合併する日が属する年度及びこれに続く5カ年度は不均一課税を実施すると、ここまでなんです。やり方は二つございます。一つは、5年間ゼロと。そして6年目に各務原市のやつに上げるというやり方が一つ。今町長さんのおっしゃったのは、6年目には同じにするんだけれども、最初の2年間ぐらいはゼロにしてはどうかと。それで3年目から緩やかに上げるという方法が二つ目。もう一つの方法は、初年度から、初年度というのは17年度、合併が17年1月ですから1月として、17年度から6年目に向けて緩やかに上げると。この三つがあるわけですね。

【松原史尚委員】

でしたら、これも先ほどの小委員会と書いていたことと同じで、例えば5年間の不均一課税の、その期間だけを一度ここで採決しておいて、その後、いわゆる我々のような一般の生活をしておるもので、もう一回小委員会で話してみたらどうかなという気がします。これは提案です。

【議長：各務原市長】

というご提案がございました。

その他、ご提案、ご意見ございましたらいただきたいと思います。

【苅谷彰三委員】

大変今は全体に経済は不況であります。一般論で、私もいろんなお話を聞いておりますと、近年、とにかく固定資産税が大変つらいと。上がってきてしまったと。結構そういう話を聞くんですよ。ですから、これもできましたら特例を使っていただきまして緩やかにやっていただ

く、例えば2年、3年はゼロにしてそれからという、何とかひとつお願いしたいと思っておりますが。

【横山隆一郎委員】

不均一課税にするということは先ほど来言っていますようにやむを得ないかなと思っているんですが、私も正直、たくさん都市計画税を払っているんです。それで担当には、おい、それに見合う分だけのことを何にもやっておってくれんという不満を漏らすわけですね。恐らく今までなかった制度で新たに課税されるということになりますと、これは間違いなく何だということは出てくる、これはやっぱり覚悟していただかないといかんかなあというふうに思うんですね。その5年間を直線的にするのか、あるいはタンジェントカーブでいくのか、サインカーブでいくのか、そのカーブはいろいろあるだろうと思いますが、それはまた別のところでご議論いただいて、一応5年間の不均一課税ということだけこの場で決めたらと思いますが。

【議長：各務原市長】

それでは、お諮りをいたします。

この調整方針に書いてございます、この22ページですね、都市計画税は各務原市の例による。ただし、特例法第10条の規定により、合併する日が属する年度及びこれに続く5カ年度は不均一課税を実施すると。こうしまして、そのやり方については、緩やかに5カ年かかって上げていった方がいいのか、最初の1年もしくは2年は取らずに、その後から5カ年で上げていって終着点は同じというふうにするのかというのは、もう一度幹事会でそこを議論していただきます。これは幹事会でいいでしょう。

【副会長：川島町長】

結構です。

【議長：各務原市長】

それじゃあ、そういうことでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、以上、確認はいたしません、協議第18号につきましてご決定をいただきましたということでございます。

なお、間違いがあつてはいけませんので、協議第18号につきましては、今日お決めいただいた細かい部分につきましては、次回までに専門部会においてまとめまして、表にして委員の皆様にお示しを申し上げたいと存じます。ありがとうございました。

本日予定されております議題につきましては以上でございますが、その他確認事項があるようでございますので、事務局から説明をさせます。

【事務局】

それでは事務局から、協議会事務の進捗状況、そして第5回以降の協議会開催の日程等の2点につきましてご説明をさせていただきます。

まず、協議会事務の進捗状況でございます。

約2,000件ございます事務事業のすり合わせ作業につきましては、両市町の現況を把握する

基礎調査を終えまして、現在、専門部会を中心に順次調整作業に取り組んでおります。中でも、重要な合併協定項目にかかわりますところの協議案件につきましては、例えて言いますと本日の地方税の取扱いなどがございますが、次回の協議会あたりから順次ご協議をお願いできるよう現在急ピッチで作業を進めております。

また、新市建設計画につきましては、6月下旬に建設計画の策定をサポートしていただきますところの業者をコンペ方式で選定いたしまして、本格的に策定作業に取りかかっております。まずは、新しいまちづくりに対応しますところの両市町の住民の意向を把握しまして、その意向を計画に反映させていただきますために、住民アンケート等を実施する予定でおります。今月7月の末までには一応無作為の抽出作業を終えまして、約5,000名の両市町の方々からアンケートをちょうだいするように発送準備を進めております。9月には大体のクロス集計等の分析作業等が可能になっていくよう準備作業を進めております。

以上が協議会の現状の進捗状況の報告でございます。

続きまして、お手元に資料1として配ってございます資料をご覧になっていただきたいと思っております。簡単な3つ4つの日付が入ったものでございます。

次回以降の合併協議会の日程でございます。一応、次回の第5回につきましては、来月8月8日金曜日の午後1時から、こちらの会場、産業文化センターの会議所の特別会議室でございます。また、6回につきましては、9月5日金曜日、川島町公民館の集会室を予定しております。時間は現在調整中でございますが、一応午後を予定しております。詳細につきましては改めまして会場案内図等も添えましてご連絡をさせていただきます。そして第7回目につきましては、10月7日火曜日午後から、場所につきましてはこちらの産業文化センターの会議所の特別会議室ということで予定をさせていただきましますので、皆様方にはご多忙のところまことに恐縮でございますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上が今後の開催日程でございます。

また、いま一つ別件でございます。ご承知のとおり、11月1日の土曜日でございますけれども、10時から当市民会館におきまして各務原市の市制40周年の記念式典が挙行される予定でございます。今回の委員の皆様方には全員にご案内をさせていただきます予定をしておりますので、お忙しいとは存じますが、ご参加を賜りますようこの席をおかりしましてお願いをさせていただきます。

事務局からの確認事項といたしましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【議長：各務原市長】

それでは、今日は長時間にわたりましてご苦労さんでございます。これをもって第4回木曾川文化圏市町合併協議会を閉会いたします。よろしくお願ひいたします。

午後4時13分 閉会